

横浜市若年性認知症支援コーディネーター事業委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来的な業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市若年性認知症支援コーディネーター事業委託

2 事業目的

この事業は、国の定める認知症総合戦略推進事業実施要綱（令和3年3月29日付厚生労働省老発0329第1号）に基づき、若年性認知症支援コーディネーターを配置することで、個別相談の充実や関係機関との連携を推進し、若年性認知症の人が本人の状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

3 委託期間

令和4年12月1日～令和5年3月31日

※ 横浜市若年性認知症支援コーディネーター事業の実施期間は、令和4年12月1日～令和6年3月31日です。今回選定された事業者の当該年度の事業実施状況が良好と認められる場合で、翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、単年度ごとに当該事業者と契約を締結します。

4 履行場所

受託者事務所、連携先機関及び訪問先等

5 活動範囲

横浜市内 ※一部、連携先や企業訪問等は市外の場合もある

6 事業内容

(1) 横浜市若年性認知症支援コーディネーターの設置

次の(2)、(3)の業務を実施するため、必要な知識・経験を有する若年性認知症支援コーディネーターを配置する。

ア 若年性認知症支援コーディネーターの要件

保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士の国家資格を有する者等で、若年性認知症の人に対する相談や支援等の実務経験を有する者

イ 人員

1名以上

ウ 稼働日・稼働時間

原則として、週5日、1日あたり6時間の稼働とする。

※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※相談窓口の周知のため、開設日時は固定すること

エ その他

- ・名称は「横浜市若年性認知症支援コーディネーター」とする
- ・本委託業務の実施にあたり、若年性認知症支援コーディネーターが中心的な役割を担うが、受託者は、当該業務の適切な実施が確保されるよう、バックアップ体制を整えること。
- ・受託者は、若年性認知症支援コーディネーターの資質向上を図るため、認知症介護研究・研修大府センターが主催する若年性認知症支援コーディネーター研修（初任者・フォローアップ）及びその他必要な研修等を受講させること。

(2) 相談支援

若年性認知症の人や家族、若年性認知症の人を雇用する企業等からの相談に応じ、適切な支援につなげる。

ア 開設日・時間

原則として、週5日、1日あたり6時間の稼働とする。

※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※相談窓口の周知のため、開設日時は固定すること

イ 相談方法

電話、メール、面接、訪問等

ウ 支援対象

市内在住の若年性認知症の人・家族、市内の若年性認知症の人を雇用する企業、支援者、関係機関等

エ 支援内容

若年性認知症の人の自立支援に資する就労支援、介護保険制度や相談窓口の紹介、必要な社会資源の情報提供、支援機関へのつなぎ、家族や介護者、支援者・支援機関へのアドバイス等を行う。

- ・相談者の話を真摯に聴き、相談者の不安を軽減できるよう働きかける。
- ・相談内容により、専門医療機関への受診勧奨や必要な社会資源の情報提供、区・地域包括支援センターへのつなぎ等を行う。
- ・就労している場合で、就労継続に係る相談については、企業の担当者等との調整等を行う。
- ・地域ケア会議や担当者会議等に参加し、情報共有や助言等を行う。

オ その他

・必要な支援制度やサービス等の紹介が行えるよう、情報収集や若年性認知症の支援に資する社会資源、つなぎ先となる相談機関等の把握を行うこと。

・相談事業の実施にあたり、相談専用の電話及び相談者のプライバシーに配慮した相談室を準備すること。

・相談支援を実施したときは、市の示す様式により記録を作成し、ケースの蓄積を行う。なお、認知症介護研究・研修大府センターの「若年性認知症コーディネーターのための情報共有システム」については、事例参照機能の活用のみに用いる。今後のシステム導入については、神奈川県の導入状況を見て検討する。

・訪問等で若年性認知症支援コーディネーターが不在の場合には、相談対応を補助する職員が対応するなど、若年性認知症支援コーディネーターの業務が円滑に遂行できるよう、受託者は支援体制

を整えること。

(3) ネットワーク構築・研修会

若年性認知症の人に対し、本人の状態に合わせた適切な支援が実施できるよう、医療、介護、福祉等の関係者の連携を推進するネットワークを構築する。また、若年性認知症の人や家族に対する支援に携わる者及び企業等の担当者を対象に、若年性認知症に関する基礎知識及び支援制度等の理解促進を図ることを目的とした研修を行う。

- ・ネットワーク構築にあたり、認知症や若年性認知症、自立支援等に係る各種会議等に参加するなど、既存のネットワークと連携を図ること。
- ・相談事業による個別支援を通じて、支援者や関係機関等との連携づくりを行うこと。
- ・市域の医療、介護、福祉、雇用等の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築するための会議を年1回以上開催すること。
- ・研修は、区・地域包括支援センター・企業の支援者等を対象とし、年1回以上開催すること。
- ・若年性認知症の人や家族の交流会等の既存の集まりに参加し、主催者と連携し、開催協力をを行うこと。

(4) 若年性認知症の人の居場所づくり・社会参加支援

若年性認知症の人が「生きがい」をもった生活が送れるよう、若年性認知症の人が集まって定期的に行う社会参加活動の場の立ち上げや、運営を支援する。

- ・本人ミーティングやつどい等の居場所を開催し、若年性認知症の人や家族の意見やニーズの把握に努める。
- ・本人ミーティングやつどい等の居場所の立ち上げを行うなど拡充を図る。

(5) 普及啓発・本人発信支援

認知症の本人の希望や必要としていること等を発信することで、認知症の本人とともに若年性認知症に関する正しい理解の普及を行う。

- ・受託者は、若年性認知症支援にかかるホームページを作成する等、市民や企業、医療・介護・福祉・産業分野等に対し、若年性認知症に関する理解を深めるための普及啓発を行うこと。
- ・本人ミーティングや地域のイベント等で、自らの経験や希望、必要としていることを発信できるように支援する。

7 実績報告

実施状況について、以下のとおり報告すること。

- (1) 毎月の相談事業の実績について、市が示す様式により翌月10日までに報告する。
- (2) 研修会の開催について、市が示す様式により開催した月の翌月10日までに報告する。
- (3) 関係機関との連携、普及啓発について、市が示す様式により翌月10日までに報告する。
- (4) (1)～(3)の令和5年3月分については、令和5年3月31日までに提出する。
- (5) (1)～(4)について、市が示す様式により半期ごとに報告する。

8 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別添「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 経費支出

- (1) 委託した業務内容が履行され、検査に合格後、適正な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払う。
- (2) 事業実施経費に不足が生じた場合、市は受託者に対し不足分を補填しないものとし、実施団体が負担するものとする。

10 書類の保存期間

本委託事業に関する関係書類は、事業終了後 5 年間保存すること。

11 留意事項

- (1) 本委託の実施にあたっては、市と協議の上、実施すること。
- (2) 本委託の履行にあたっては、常に善良なる管理者の注意をもって維持、保存及び運営しなければならない。
- (3) 市がこの委託業務の処理を期するため、必要に応じ調査をし、又は必要な報告を求めるときには、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはいけない。
- (4) 本委託の実施にあたっては、国が作成する「若年性認知症支援ガイドブック」や「若年性認知症支援コーディネーターのためのサポートブック」、認知症介護研究・研修センターの作成する「若年性認知症コーディネーターのための情報共有システム」や「若年性認知症支援コーディネーターのための企業等を対象とした若年性認知症糊化促進に向けた研修会テキスト」等を参考とすること。
- (5) 本委託の実施にあたっては、市と若年性認知症支援コーディネーターは、情報共有する機会を適宜設ける。

12 協議

- (1) この仕様書に定める事項その他について、疑義が生じた場合、市と受託者が協議して解決するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、横浜市契約規則及び委託契約約款に定めるところによるほか、必要に応じて市と受託者が協議して解決するものとする。